

災害に便乗した悪質商法にご注意ください
～市原市消費生活センターからのお知らせ～

- 大規模災害の後には、便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。
- 不審な勧誘や電話を受けた場合など少しでも心配なことがある場合は、消費生活センターなどの相談窓口へご相談ください。

(例)突然訪問してきた事業者に火災保険がおりるから無料で直せるといわれ

- ①住宅の補修工事の契約を強引にせまられた・・・
- ②契約後、解約を求めたら、高額の違約金や手数料を請求された・・・

【不審・不安に思ったら】

市原市消費生活センター又は住まいるダイヤルにご相談ください。

- ・市原市消費生活センター : 0436-21-0999
- ・住まいるダイヤル : 0570-016-100

➤被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者を知りたい場合は、こちらからご確認いただけます。

住まい再建事業者検索サイト : <https://sumai-saiken.jp/>

※国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。

➤損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

(一社) 日本損害保険協会 会員会社連絡先ページ

: <https://www.sonpo.or.jp/member/link/>

(一社) 外国損害保険協会 会員会社連絡先ページ

: <https://www.fnlia.gr.jp/member.html>



過去の豪雨の後にあった主な相談例とアドバイス

【保険金の申請】

Q 来訪した業者に「保険で負担なく修理ができる。保険金の申請を代理する」といわれたが、信じて良いのか。

A まずは表面の連絡先等を参考に、ご加入の保険会社又は代理店に相談しましょう。保険会社等に直接確認しなければ、保険金が実際にいくら支払われるのか、そもそも保険金が支払われるかどうかも分かりません。

また、住宅修理とは別に、保険金請求手続をサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金請求手続の手数料は損害保険の補償対象とはなりませんのでご注意ください。

【住宅の修理・リフォーム】

Q 災害で壊れた住宅の修理をしないかと、点検に来た業者に勧誘されて契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。どのようにすればよいか。

A 契約した後であっても、自宅を訪問されたり、電話で勧誘を受けたりして修理やリフォームの工事を契約した場合、特定商取引法に基づき、不備のない正しい記載がなされている契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。契約書面がそもそも交付されていなかったり、書面に不備があったりした場合には、改めて適正に書面が交付されない限り、いつでもクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフの仕方など、不明な点がある場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

一人で悩まず、消費生活相談窓口へ

市原市消費生活センター相談専用電話 0436-21-0999

受付時間：（月～金）9時から12時・13時から15時30分※祝日・年末年始除く

または、

消費者ホットライン 局番無し ☎188

出展：消費者庁HP「災害関連情報」 (<https://caa.go.jp/disaster/>)

より注意喚起チラシ（令和2年7月豪雨で被災された皆様へ）

から一部加工して使用。